

東浦町行政評価外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 東浦町が実施する行政評価について、当該評価の客観性及び妥当性を高めるとともに、当該評価の見直し及び改善をし、効果的かつ効率的な事業の執行を図るため、東浦町行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 行政評価の結果に関すること。
- (2) 行政評価の見直し及び改善に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選考された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、企画政策課長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。